

設楽町コミュニティプラザしたら管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町規則第 1 2 号

設楽町コミュニティプラザしたら管理規則の一部を改正する規則

設楽町コミュニティプラザしたら管理規則（平成17年10月 1 日規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「毎週水曜日」を「土曜日、日曜日及び祝日」に改める。

第 7 条第 1 項中「コミュニティプラザしたら利用許可申請書(様式第 1)を町長に提出し」を「コミュニティプラザしたら利用許可申請書兼許可証(様式第 1。以下「利用許可申請書兼許可証」という。)を町長に提出し、貸出しについての許可を得」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条中「コミュニティプラザしたら利用変更(取消)許可申請書(様式第 3)に利用許可証を添えて」を「コミュニティプラザしたら利用変更(取消)申請書兼承認証(様式第 2。以下「利用変更(取消)申請書兼承認証」という。)に利用許可申請書兼許可証を添えて」に改める。

第 9 条中「コミュニティプラザしたら利用変更(取消)許可申請書」を「利用変更(取消)申請書兼承認証」に、「利用許可証」を「利用許可申請書兼許可証」に改める。

様式第 1（第 7 条関係）を次のとおり改める。

様式第 1（第 7 条関係）

受付番号

コミュニティプラザしたら利用許可申請書兼許可証

年 月 日

設楽町長 様

申請者住所（団体名）
氏 名（代表者名）

次のように利用したいので許可してください。

利 用 目 的							
利 用 日 時	年 月 日	午 前	時 分から				
		午 後	時 分まで				
利用責任者氏名	電話(— —)						
利 用 人 員	人						
利 用 施 設	談話室	活 動 室			その他の施設		備 考
	和 室	第 1	第 2	第 3	ホール1	ホール2	

利用する施設に○印を付けてください。

利用料

円

利用者の遵守事項

1 この許可証は、使用の当日係員に提示してください。

2 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気を使用しないでください。

3 他人の迷惑となるような行為をしないでください。

4 許可を受けないで施設内で物品の展示又は販売をしないでください。

5 許可を受けないで施設に、はり紙又は針類を打たないでください。

6 利用が終わったときは、施設及び備品を原状に復し、係員の点検を受けてください。

上記のとおり許可します。 設楽町長

受付兼許可印

様式第 2（第 7 条関係）を削除する。

様式第3（第8条、第9条関係）の名称中「第3」を「第2」に改める。また、これを次のとおり改める。

様式第2（第8条、第9条関係）

コミュニティプラザしたら利用変更（取消）申請書兼承認証

年 月 日

設楽町長 様

申 請 者	住所(団 体 名)	
	氏名(代表者名) 電話(— —)	
受 付 番 号		
変 更 の 内 容	変 更 後	変 更 前
変更(取消し)の理由		

添付書類 コミュニティプラザしたら利用許可証兼許可証（様式第1）

受付兼許可印

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

設楽町コミュニティプラザしたら管理規則（平成17年設楽町規則第57号）新旧対照表

改正後	改正前
(利用時間及び休館日) 第3条 (略) 2 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>土曜日、日曜日及び祝日</u> (2) (略) 3 (略) (利用の許可) 第7条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、<u>コミュニティプラザしたら利用許可申請書兼許可証</u>（様式第1。以下「<u>利用許可申請書兼許可証</u>」という。）を町長に提出し、貸出しについての許可を得なければならない。 (利用者の変更の許可) 第8条 利用者は、利用しようとする施設の利用期間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、<u>コミュニティプラザしたら利用変更（取消）申請書兼承認証</u>（様式第2。以下「<u>利用変更（取消）申請書兼承認証</u>」という。）に<u>利用許可申請書兼許可証</u>を添えて町長に提出し、その許可を受けなければならない。 (利用の取消し承認) 第9条 利用者は、利用しようとする施設の利用の取消しをしようとするときは、<u>利用変更（取消）申請書兼承認証</u>に<u>利用許可申請書兼許可証</u>を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。	(利用時間及び休館日) 第3条 (略) 2 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎週水曜日</u> (2) (略) 3 (略) (利用の許可) 第7条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、<u>コミュニティプラザしたら利用許可申請書</u>（様式第1） <u>を町長に提出し</u> <u>なければならない。</u> 2 <u>町長は、前項の許可をしたときはコミュニティプラザしたら利用許可証（様式第2）を申請者に交付するものとする。</u> (利用者の変更の許可) 第8条 利用者は、利用しようとする施設の利用期間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、<u>コミュニティプラザしたら利用変更（取消）許可申請書</u>（様式第3 <u>）に</u> <u>利用許可証</u> <u>を添えて町長に提出し、</u> その許可を受けなければならない。 (利用の取消し承認) 第9条 利用者は、利用しようとする施設の利用の取消しをしようとするときは、<u>コミュニティプラザしたら利用変更（取消）許可申請書に利用許可証</u> <u>を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。</u>

様式第 1（第 7 条関係）

様式第 1（第 7 条関係）

受付番号

コミュニティプラザしたら利用許可申請書兼許可証

年 月 日

設楽町長 様

申請者住所（団 体 名）
氏 名（代表者名）

次のように利用したいので許可してください。

利 用 目 的						
利 用 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	から	午 前 後	時 分 まで
利用責任者氏名	電話（ ― ― ）					
利 用 人 員	人					
利 用 施 設	談話室 和 室	活 動 室 第 1 第 2 第 3	その他の施設 ホール1 ホール2	備 考		

利用する施設に○印を付けてください。

利用料 円

利用者の遵守事項
1 この許可証は、使用の当日係員に提示してください。
2 所定の施設以外において飲食、喫煙又は火気を使用しないでください。
3 他人の迷惑となるような行為をしないでください。
4 許可を受けないで施設内で物品の展示又は販売をしないでください。
5 許可を受けないで施設に、はり紙又は掛棚を行わないでください。
6 利用が終わったときは、施設及び物品を原状に戻し、係員の点検を受けてください。

上記のとおり許可します。 設楽町長

受付兼許可印

様式第 2（第 7 条関係）

（削除）

様式第 2（第 8 条、第 9 条関係）

様式第 2（第 8 条、第 9 条関係）

コミュニティプラザしたら利用変更（取消）申請書兼承認証

年 月 日

設楽町長 様

申請者住所（団 体 名）
氏名（代表者名）
電話（ ― ― ）

受付番号

変 更 の 内 容	変 更 後	変 更 前
-----------	-------	-------

変更（取消し）の理由

添付書類 コミュニティプラザしたら利用許可証兼許可証（様式第 1）

受付兼許可印

様式第 1（第 7 条関係）

様式第 1（第 7 条関係）

受付番号

コミュニティプラザしたら利用許可申請書

年 月 日

設楽町長 様

申請者住所（団 体 名）
氏 名（代表者名）

次のように利用したいので許可してください。

利 用 目 的						
利 用 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	から	午 前 後	時 分 まで
利用責任者氏名	電話（ ― ― ）					
利 用 人 員	人 内訳（男 人、女 人）					
利 用 施 設	談話室 和 室	話 動 室 第 1 第 2 第 3	その他の施設 ホール1 ホール2	備 考		

利用する施設に○印を付けてください。

有 料 円

様式第 2（第 7 条関係）

（略）

様式第 3（第 8 条、第 9 条関係）

様式第 1（第 7 条関係）

受付番号

コミュニティプラザしたら利用許可申請書

年 月 日

設楽町長 様

申請者住所（団 体 名）
氏 名（代表者名）

次のように利用したいので許可してください。

利 用 目 的						
利 用 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	から	午 前 後	時 分 まで
利用責任者氏名	電話（ ― ― ）					
利 用 人 員	人 内訳（男 人、女 人）					
利 用 施 設	談話室 和 室	話 動 室 第 1 第 2 第 3	その他の施設 ホール1 ホール2	備 考		

利用する施設に○印を付けてください。

有 料 円